

通報対象行為(疑い)

通報者
[教職員・契約先の労働者・学生ほか] (善意の通報者)

原則実名での通報
(匿名の場合は客観的資料が必要)

法人内窓口に通報があったものは監査室が、
法人外窓口に通報があったものは 窓口担当の
弁護士が通報者へ連絡します。

【法人内 窓口】 監査室
【法人外 窓口】 法律事務所
Eメールもしくは郵便にて受付

実名のまま連絡

趣旨の確認等
対応結果の報告

公立大学法人横浜市立大学
内部通報制度委員会
(委員) 法人外の弁護士で構成
(役割) ・通報案件の受理・不受理にあたっての事前調査
・通報案件の受理・不受理の決定
・受理後の本調査の実施
・調査結果の報告等
・調査結果に基づく勧告等の実施など



受けつけた事案によっては、
通報者の同意を得て他の窓口に引き継ぐこと
とする。

【法人内の相談窓口】

ハラスメントなど 人権侵害に関する事案 人事担当課	授業など教育活動 に関する事案 教育推進課 医学教育推進課	研究費の不正使用 及び研究活動の不正行為に関する事案 研究推進部 研究基盤課	臨床研究法に基づく臨床研究の 不適当事案 臨床研究 推進課	医療安全管理の 適正な実施に疑義が生じるような 事案 附属病院 総務課 市民総合医療 センター総務課
--	--	---	--	--

規程等に基づき、各調査委員会等において対応

(事務局) 監査室
(役割) 委員会の事務補助等
※事務局員は、通報委員会の
事務を補助する上で知り得た
秘密を漏らしてはならない

通報の報告
調査結果の報告
是正勧告

※原則、通報者の氏名
は報告しない。報告の
必要がある場合は、
通報者の同意を得る

理事長

調査結果の報告を受けたときは、
必要に応じて告発するほか、
再発防止のため必要な
措置をとらなければならない

報告

協力・連携

公立大学法人横浜市立大学
コンプライアンス推進委員会
(委員)
理事長: 委員長
委員等: 学内及び学外委員、オブザーバーで構成
(役割)
コンプライアンスの観点から、必要に応じて法人全体の課題
としては是正取組や業務改善、啓発等について、法人全体へ
展開を検討・推進する

(事務局) 総務部総務課コンプライアンス推進担当
(役割) 委員会の庶務

再発防止策等について
コンプライアンス推進
委員会を通じ周知啓発